

第3期 事業報告書

(2025 年 6 月 1 日～2025 年 7 月 24 日)

三重県に対して公益認定の申請を行い三重県公益認定等審議会の審査を受け、2025 年 7 月 1 日付けで公益認定の基準に適合すると認めるのが相当である旨の答申が三重県公益認定等審議会から発出されました。

その後、2025 年 7 月 25 日に、三重県より公益財団法人として認定されたことが示された「認定書」を受領し、同日より公益財団法人成りいたしました。

つきましては、当該事業年度は一般財団法人の期間分（2025/6/1～2025/7/24）と公益財団法人の期間分（2025/7/25～2026/5/31）に分けて、計算書類及び事業報告書を作成しました。

当該事業報告書は一般財団法人の期間分についてご報告申し上げます。

1. 法人の概要

(1) 設立年月日

2024 年 3 月 15 日

(2) 定款に定める目的

この法人は、三重県の地域振興に資するため、優秀な生徒に対して育英上必要な事業を行い、将来社会に貢献し得る有為な人材の育成に寄与することを目的とする。

(3) 定款に定める事業内容

① 奨学金の給付事業

② その他この法人の目的を達成するために必要な事業

(4) 主たる事務所の状況

主たる事務所：三重県四日市市北浜町 8 番 1 6 号

(5) 役員等に関する事項（2025 年 7 月 24 日現在）

役職	氏名	常勤非常勤の別
代表理事	平野英樹	非常勤
理事	森川仁	非常勤
理事	近藤誠	非常勤
評議員	横山大幸	非常勤
評議員	玉之内直	非常勤
評議員	加藤光	非常勤
監事	久留美輝晃	非常勤

2. 事業の状況

【奨学金給付事業】

(1) 奨学金給付事業の概要：

当財団の目的である「三重県の地域振興に資するため、優秀な学徒に対して育英上必要な事業を行い、将来社会に貢献し得る有為な人材の育成に寄与すること」を実現するため、2026 年度奨学生募集要項の検討を行いました。

以上

第 3 期 事業報告書 附属明細書
(2025 年 6 月 1 日～2025 年 7 月 25 日)

第 3 期の事業報告には、「一般社団法人及び一般財団法人に関する法律施行規則」第 34 条第 3 項に規定する附属明細書「事業報告の内容を補足する重要な事項」に該当するものではありません。